

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 令和4年9月28日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫  
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 6番 里見 廣治  
7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇 9番 谷口 清美  
10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子  
13番 林 博子 15番 小林 幸男 16番 藤江 厚子  
17番 藤本 詳治 18番 増金 義文 20番 向 栄治

欠席委員 14番 平瀬 惣一 19番 松浦 秀樹

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件  
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件  
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件  
③農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件  
④農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年9月の農業委員会を開会いたします。  
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しております。  
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。  
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。  
議事録署名人は、3番 井上委員、5番 小川委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。  
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件 >  
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

小林委員 15番。  
譲受人は板野郡松茂町にて甘藷及び大根を栽培しております。  
申請地は、現在休耕地となっておりますが、取得後は甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認しており、周囲の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することに異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

- 中井委員 10番。  
譲受人は、里浦町、瀬戸町、北灘町及び大麻町堀江地区において甘藷及び果樹を栽培しています。  
申請地は甘藷の作付地及び休耕地であり、取得後は甘藷の栽培を行う計画となっております。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することに異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 井上委員 3番。  
譲受人は、大麻町及び北島町にてミニトマトや甘藷など様々な作物を栽培しています。  
申請地は、現在休耕地となっておりますが、取得後はトマトを栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。
- 谷口会長 <異議なし>
- 谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号4番について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 小林委員 15番。  
借人は、大麻町及び北島町にてミニトマトや甘藷など様々な作物を栽培しております。  
本申請は、●●氏が経営を法人化したことにより、新たに賃貸借契約を結ぶものです。  
今後も適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号4番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号5番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

大西委員 4番。  
譲渡人と譲受人は親子関係にあり、申請地にて水稻やトマトなど様々な作物を栽培しています。  
今後も適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号5番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。  
  
<2. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>  
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
申請番号1番及び2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

増金委員 18番。  
申請地は、市営矢倉団地から北東に位置する農地です。  
借り人らは貸し人と3世帯で同居しており、手狭であったため、休耕状態であった申請地にそれぞれの住居を新築することになり、今回の申請となりました。  
また、申請地の一部を既に盛土しており、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書が提出されています。  
事業計画では、周囲に擁壁を新設し、山土にて盛土します。  
排水は合併浄化槽にて処理し、東側水路に放水することについて地元総代会の同意を得ていますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、いずれも市営矢倉団地から北東へ約600mに位置しており、市街化調整区域内の10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当します。  
第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しておりまして、許可することができます。  
また、農地法上の手続きを行わないまま申請地の一部が既に盛土されておりますが、特に転用目的があった訳ではなく、残土の処理に困っていた知人から残土を受け入れていたということで、本申請にあたり、始末書が提出されております。  
本件については都市計画法の開発許可が必要ですが、今回の農地転用許可申請と平行して適切に開発許可申請手続きが進められております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号1番と2番は、別々に採決いたします。  
まず、申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号1番については原案どおり承認といたします。  
次に、申請番号2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号2番については原案どおり承認といたします。  
次に、申請番号3番及び4番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員                   5番。  
申請地は、瀬戸小学校から小鳴門海峡を隔てて北東に位置する農地です。  
譲渡人らは、体力の衰えから申請地を耕作できていませんでした。この度、太陽光発電施設用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、整地して防草シートを敷くとともに、周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。  
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               事務局から個別に説明をいたします。  
まず、申請番号3番。  
申請地は、瀬戸小学校から小鳴門海峡を隔てて北東へ約460mに位置しており、周囲を住宅や雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
事業計画では、ソーラーパネルを504枚設置、133kWの発電出力が見込まれております。  
本設備は令和4年3月に50kW以上250kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も同じ月に締結されております。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。  
続きまして、申請番号4番についてご説明いたします。  
申請地は、瀬戸小学校から小鳴門海峡を隔てて北東へ約370mに位置しており、周囲を住宅や雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
こちらの事業計画では、ソーラーパネルを764枚設置、233kWの発電出力が見込まれております。  
本設備は令和4年2月に50kW以上250kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約は翌月に締結されております。  
こちらの資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどか

ら、事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号3番と4番は、別々に採決いたします。  
まず、申請番号3番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号3番については原案どおり承認といたします。  
次に、申請番号4番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号4番については原案どおり承認といたします。  
次に、申請番号5番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

谷口会長                   9番。  
申請地は、大麻中学校から北西に位置する農地です。  
申請地には携帯電話基地局を設置する計画がありますが、周囲に適当な空き  
地が無かったため、申請地を作業用地及び資材置場として一時的に利用するこ  
とになり、今回の申請となりました。  
事業計画では、表土を剥ぎ取って整地し、鉄板を敷きます。  
排水については雨水のみであり、地先水路に自然排水することについて、地  
元水利組合の同意を得ていますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長                   ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               申請地は、大麻中学校から北西へ約200mに位置しており、周囲を山林、  
宅地、高松自動車道に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当  
します。  
なお、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号の規  
定により、携帯電話基地局の設置自体は農地転用許可が不要とされてお  
りますが、着工前に農業委員会へ届け出ることとなり、こちらの手続きは9  
月22日に提出されております。報告事項といたしましては、来月の議案書に掲  
載する予定です。  
携帯基地局を建てる為の作業場所及び資材置き場としての一時転用になり  
ますが、原状回復については、基地局設置後、発生した残土を搬出して鉄板を取  
り除き、剥ぎ取っていた表土を元に戻す計画です。  
10月17日に着工し、順調に進めば令和5年2月中に原状回復される見込  
みですが、工期の遅れに備え、原状回復の期限は同年3月29日までとされて  
います。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業  
計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号5番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号5番については原案どおり承認といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に

入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件 >  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番ついて、地元委員さんからご意見お願いいたします。

事務局係長 平瀬委員のご担当でございますが、本日欠席ということでございますので、事務局の方でご意見を承っております。  
申請につきましては、撫養町、大津町の複数地区に跨っており、本来であれば各地区委員が意見を述べるところですが、今回は担当面積が大きい平瀬委員が代表して本件に関しての意見を述べる予定でした。  
申請者は撫養町、大津町で、水稻、甘藷及び蓮根など様々な作物を栽培している農家です。  
各申請地は耕作されており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えていると承っております。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

< 4. 報告事項 6件 >  
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件  
②農地法第4条第1項第8号の規定による通知について 1件  
③農地法第5条第1項第7号の規定による通知について 1件  
④農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
(農業経営基盤強化促進法)

谷口会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございますか。  
事務局、何かありますか。

事務局 特にありません。

谷口会長 他にございませんか。

それでは、これもちまして令和4年9月の総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 午後2時35分  
令和4年9月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 井上 富夫

議事録署名者 小川 佳